受付
’R08. 10. 26
沖縄県医師会

2

日医発第1478号(健Ⅰ)
令和8年10月23日

都道府県医師会　担当理事 殿

日本医師会
常任理事　渡辺　弘司
(公印省略)

こどもの自殺対策に係るご協力について(御依頼)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、こども家庭庁支援局長より、添付のとおり、こどもの自殺対策に係る協力依頼がありました。

自殺対策としては、令和8年4月1日に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が全面施行されたところです(別添1)。

この中では、地方公共団体が、自殺のリスクが高いこどもの情報の交換や必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う協議会を設置できる旨が新たに規定されました(別添2)。

また、小中高生の自殺関連行動に係る支援のための調査研究事業の成果として、こどもの自殺未遂者等支援のための情報共有シート(別添3)、情報共有シート活用ガイド(別添4)も公表されています。

つきましては、別添資料についてご理解いただくとともに、協議会への参画や情報共有シートを活用した関係機関との連携等を通じ、地域におけるこどもの自殺対策の推進に御協力を賜りたく、貴会、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和８年 10 月 22 日

公益社団法人　日本医師会
会長　松本　吉郎　殿

こども家庭庁支援局長
竹林　悟史
（公印省略）

こどもの自殺対策に係る御協力について（御依頼）

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和７年の小中高生の自殺者数は 538 人（令和６年確定値 529 人）と過去最多となりました。こども家庭庁として極めて重く受け止めており、こどもの自殺対策は喫緊の課題です。

こうした状況の下、自殺の危険性が高いこどもを早期に把握し、適切な支援につなげるためには、地域医療の第一線でこどもの診療に携わる医師の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

令和８年４月１日、自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和７年法律第 64 号。）が全面施行されました。改正後の自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）においては、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことが基本理念に位置付けられるなど、その推進のための所要の改正がなされたところです。また、法第 23 条においては、地方公共団体が、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換や必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う協議会（以下「法定協議会」という。）を設置できる旨が新たに規定されました（別添１及び別添２）。こども家庭庁は、地方公共団体に対して、速やかに法定協議会を設置していただくことを要請するとともに、その設置を検討する自治体を支援しています。

また、自殺につながる危険性のあるこどもの情報を地域の関係者が共有する際に活用できる「情報共有シート」（別添３）及び「情報共有シート活用ガイド」（別添４）を令和７年度に作成・公表いたしました（詳細については、末尾に記載の URL を御参照ください。）。活用ガイドでは救急医療機関及び精神科医療機関を例示しておりますが、情報共有シートはこれらの機関に限らず、こどもの診療に携わる医師の皆様にも広く御活用いただければと存じます。

貴会におかれましては、本改正の趣旨及び別添資料について御理解を賜るとともに、法定協議会への参画や情報共有シートを活用した関係機関との連携等を通じ、地域におけるこどもの自殺対策の推進に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

とりわけ、自殺の危険性が高いこどもを早期に把握し、地域の関係機関が連携して適切な支援につなげることができる体制の整備は極めて重要です。地域医療を担う医師の皆様のお力添えをいただきながら、こどもの命を守る取組を一層推進してまいりたいと考えております。何卒御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（参考）令和７年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「小中高生の自殺関連行動に係る支援のための調査研究報告書」（実施者：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社）
https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_260423_02/

【添付資料】

別添１　自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要
別添２　自殺の危険性が高いこどもに対する支援（危機対応）【イメージ】
別添３　こどもの自殺未遂者等支援のための情報共有シート
別添４　こどもの自殺未遂者等支援のための情報共有シート活用ガイド

（照会先）
こども家庭庁支援局総務課こどもの自殺対策推進室
電　話：03-3539-8352（直通）
E-mail：shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要 （令和7年6月11日公布）

別添１

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている**。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった（平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**）。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）

○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記

○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（**第3条第2項**）

○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（**第5条**）

3. 基本的施策の拡充

○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（**第17条第3項**）

○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（**第18条**）

○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（**第19条第2項**）

○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定（**第19条第3項**）

○自殺未遂者等への継続的な支援を明記（**第20条**）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（**第21条**）

4. 協議会（第4章）

○地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）

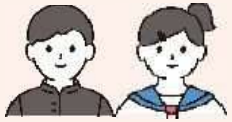
○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、**3（第17条第3項部分）**、**4**、**6**は、令和8年4月1日）

自殺の危険性が高いこどもに対する支援（危機対応）【イメージ】

別添２

※　協議会は、都道府県や市町村が単独で設置する場合のほか、
・複数の市町村が共同で設置する場合や、
・都道府県が域内の市町村を複数のブロックに分けて設置する場合
など、本イメージ以外にも様々な設置形態が考えられる。



自殺の危険性が高いこども

救急搬送 → 医療機関 ⇔ 連携

通学 → 学校 ⇔ 連携

相談 → 民間団体 ⇔ 連携

都道府県又は市町村担当部局
（協議会事務局）

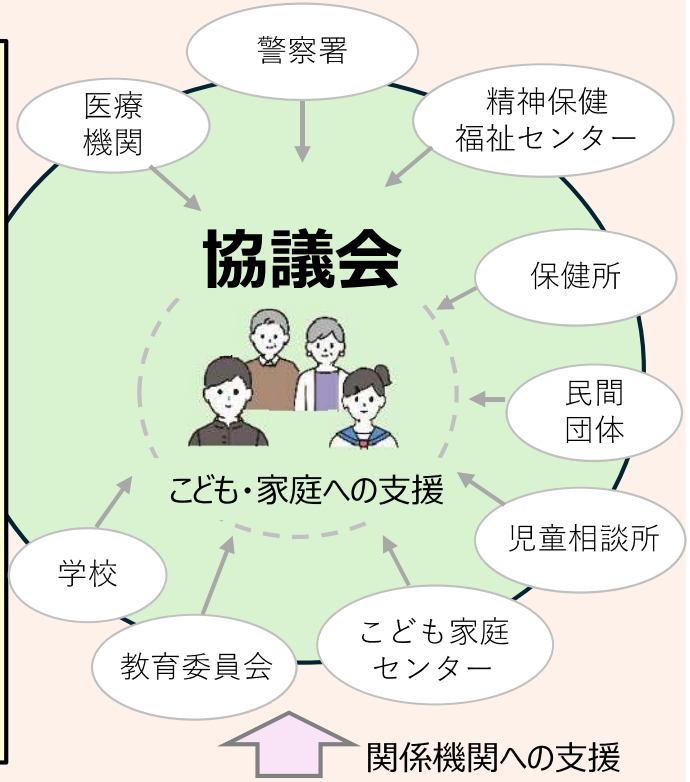
① **協議会の設置・運営**
（個別ケース検討会議等）

② 情報共有シートの活用等による**関係機関との連携強化**

③「こども・若者の自殺危機対応チーム」による地域の**関係機関への支援**



情報共有シート



関係機関への支援

こども・若者の自殺危機対応チーム
（都道府県・指定都市）

①、②、③の着実な実施により、

- ✓ 自殺の危険性が高いこどもの**早期把握**
- ✓ 関係機関等が**共通理解**を持って**迅速かつ適切に支援**

→ **こどもの命を守る**

別添３

こどもの自殺未遂者等支援のための情報共有シート（医療機関からの連絡用）

※わかる範囲の情報を記入してください　　記入日：　　年　月　日（救急外来受診日　　年　月　日）

ふりがな 本人氏名			性別 □男 □女	生年月日・年齢 年　月　日（　　）歳
所属 （学校・学校外）		年	住所	
概要（自殺未遂等の状況・背景、手段・致死性、動機等を把握できた範囲で記入）				
期待・要請する対応				
自殺未遂等による身体の状況				
転帰	□帰宅（入院なし） □入院中（退院や転院の予定：　　） □退院（退院日：　　） □転院（医療機関・診療科：　　） □その他（　　）			
精神科等へのつなぎ	□自院（□入院 □外来） □他院（□入院 □外来 【医療機関：　　】） □なし（□保留 □本人が拒否 □家族が拒否 【その他：　　】）			
精神科等既往歴	【現在・過去の通院・入院、診断・服薬等の状況】			
本人の様子				
自殺関連行動	未遂・自傷歴	□未遂有 □自傷有 □無 □不明	希死念慮（連絡時点）	□弱 □中 □強 □不明
	再企図の意思	□有 □無 □不明	【発言】	
家族構成	【同居】		【別居】	
家族についての共有事項	【親子関係、家族の支援ニーズ、家族の支援を期待できるか等】			
本人が信頼する人・相談相手			【本人との関係性】	
情報提供の同意の有無	本人同意	□有 □無	家族同意	□有（同意者氏名：　　続柄：　　） □無
	【同意の際の本人・家族の発言】			
家族連絡先	ふりがな 氏名		続柄	電話
				調整機関からの連絡 □可 □不可
上記の他に連絡・協力可能な家族や関係者			【本人との関係性】	
			【連絡先】	
その他 ・本人意向 ・家族意向 ・見立て 等				

連絡担当者 【所属・役職】　　【氏名】　　【連絡先】

こどもの自殺未遂者等支援のための情報共有シート（学校からの連絡用）

※わかる範囲の情報を記入してください　　記入日：　　年　　月　　日

ふりがな 本人氏名			性別 □男 □女	生年月日・年齢 年　月　日（　　）歳
所属		年	住所	
概要（自殺未遂等の状況・背景、手段、動機、前後の学校での様子や支援状況等を把握できた範囲で記入）				
期待・要請する対応				
現在の所在	□在宅 □入院（医療機関：　　） □その他（　　）			
精神科等既往歴	【現在・過去の通院・入院、診断・服薬等の状況】			
本人の様子	【心理的な状態や気になる言動】			
自殺関連行動	未遂・自傷歴	□未遂有 □自傷有 □無 □不明	希死念慮（連絡時点）	□弱 □中 □強 □不明
	再企図の意思	□有 □無 □不明	【発言】	
家族構成	【同居】		【別居】	
家族についての共有事項	【親子関係、家族の支援ニーズ、家族の支援を期待できるか等】			
本人が信頼する人・相談相手			【本人との関係性】	
情報提供の同意の有無	本人同意	□有 □無	家族同意	□有（同意者氏名：　　続柄：　　） □無
	【同意の際の本人・家族の発言】			
家族連絡先	ふりがな 氏名		続柄	電話
				調整機関からの連絡 □可 □不可
上記の他に連絡・協力可能な家族や関係者			【本人との関係性】	
			【連絡先】	
その他 ・本人意向 ・家族意向　等				

連絡担当者 【所属・役職】　　【氏名】　　【連絡先】

こどもの自殺未遂者等支援のための情報共有シート（支援計画用）

作成日：　　年　　月　　日

①本人・家族の状況整理

ふりがな 本人氏名			性別	生年月日・年齢
				年　　月　　日（　　）歳
所属 （学校・課程）	（学年：　　年・卒・中退）		所属 （学校外）	
住所				
精神科等診断				
心理検査	【検査の種類とスコア】			

	続柄	氏名	年齢	職業・所属・健康状態・関係性　等
家族構成				

【ジェノグラム（家族図）】

家族連絡先	氏名		電話		続柄	
本人が信頼する人・相談相手	氏名		電話		関係性	

家族歴・本人生育歴　【留意すべき出来事（年月、内容）】

概要（自殺未遂等の経緯、自殺未遂等前後のこどもや家族の状況等）

<table>
<tr><td rowspan="8">自殺関連行動</td><td rowspan="4">行動・計画</td><td>□未遂歴</td><td colspan="2">【手段・時期・回数】</td></tr>
<tr><td>□自傷歴</td><td colspan="2">【手段・時期・回数】</td></tr>
<tr><td>□計画・準備あり</td><td colspan="2">【内容】</td></tr>
<tr><td colspan="3">【その他・詳細】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">動機・背景</td><td colspan="3">□親子関係　□学業不振　□入試・進路の悩み　□学友との関係（いじめ以外）　□いじめ　□精神疾患の影響
□恋愛の悩み　□経済的困窮　□その他（　　）　□不明</td></tr>
<tr><td colspan="3">【詳細】</td></tr>
<tr><td>希死念慮</td><td>□弱　□中　□強　□不明</td><td colspan="2">【確認者・確認時点】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再企図の意思</td><td>□有　□無　□不明</td><td colspan="2">【本人の言葉】</td></tr>
<tr><td colspan="3">【確認者・確認時点】</td></tr>
<tr><td>その他留意点</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">本人の状況</td><td colspan="2">身体状態</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">心理状態</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">対人関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">学校生活</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">性格や行動</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">課題対処能力、援助希求</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他・特記事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>家族の状況</td><td colspan="4">【支援ニーズ、本人との関係性、本人への支援状況等】</td></tr>
<tr><td>保護因子</td><td colspan="4">【好きなこと、趣味、生きがい、本人の強み等】</td></tr>
<tr><td>本人意向</td><td colspan="4">【希望、思い、気持ち等】</td></tr>
<tr><td>家族意向</td><td colspan="4">【本人への接し方、家族がどのような支援を求めているか等】</td></tr>
</table>

②支援計画

年 月 日	これまでの主な支援の経過（関係機関、支援内容等）

エコマップ（生態地図）

関係機関	調整役（○）	機関名・担当課	担当者	連絡先

連携のための会議体	□要保護児童対策地域協議会　□自殺対策基本法に基づく法定協議会 □生活困窮者自立支援法に基づく支援会議　□重層的支援整備体制事業の支援会議 □その他（　　）
支援方針	
支援目標 長期（1年）	
支援目標 短期（　か月）	

支援内容・役割分担					
記入日	目指すこと	どんな時に・ いつまでに	誰が （本人・家族・支援者）	誰に（本人・家族等）・ 何をする	経過
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
					（　　年　月　日）
[その他・備考]					